

議案第 6 3 号

市川市行徳野鳥観察舎の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市行徳野鳥観察舎の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市行徳野鳥観察舎の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、野鳥を観察するための場等を提供するとともに、野鳥の観察を通じた環境学習の機会を創出するほか、行徳近郊緑地の利活用を促進することにより、市民等の福祉の増進並びに環境学習の振興及び普及を図るため、野鳥観察舎（以下「観察舎」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 観察舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市行徳野鳥観察舎

位置 市川市福栄 4 丁目 2 2 番 1 1 号

(観察舎の構成)

第 3 条 観察舎は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 観察スペース
- (2) 休憩スペース
- (3) 多目的スペース
- (4) 展示スペース
- (5) 授乳室その他の便益施設

(事業)

第4条 観察舎においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 野鳥を観察するための場の提供に関する事。
- (2) 環境学習の機会の創出に関する事。
- (3) 市民等の休憩及び交流の場の提供に関する事。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業を行う事。

(多目的スペースの使用の許可)

第5条 多目的スペースを独占して使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 多目的スペースを使用しようとするものが第1条の目的に適合しない目的で多目的スペースを使用しようとするとき。
- (2) 多目的スペースを使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 多目的スペースを使用しようとするものが観察舎の施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (4) その他観察舎の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(使用料)

第6条 観察舎の使用料は、無料とする。

(開館時間)

第7条 観察舎の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 観察舎の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該

休日以外の日)

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項の許可を受けて多目的スペースを使用するもの(以下「使用者」という。)は、多目的スペースを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(多目的スペースの使用の停止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、多目的スペースの使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他観察舎の管理運営上支障があるとき。

(入館の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観察舎を利用するもの(以下「利用者」という。)に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他観察舎の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(損害賠償)

第12条 使用者又は利用者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

市民等の福祉の増進並びに環境学習の振興及び普及を図るための施設として行徳野鳥観察舎を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。